

（議場の閉鎖解除）

○佐藤倫与議長 開票を行います。

開票には、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に西内直彦議員及び小松文人議員を指名いたします。

よって両議員に開票の立会いをお願いいたします。

（立会人登壇・開票）

○佐藤倫与議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票12票、無効投票ゼロ票であります。有効投票のうち山下裕議員7票、西内直彦議員5票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって山下裕議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました山下裕議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。山下裕議員、あなたは副議長に当選されました。当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

○山下 裕議員 このたび副議長に就任いたしました、山下裕です。

副議長就任に際しては、その責任の重さを痛感しておりますが、御推挙いただきましたからには佐藤議長の補佐をし、また、議員の皆さんの協力をいただき、公正かつ円滑な議会運営と市議会のさらなる活性化に努めてまいりたいとの思いであります。

どうかよろしくお願いいたしまして、簡単ではございますが就任の挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○佐藤倫与議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時2分

○佐藤倫与議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、報告第16号「専決処分の報告について」から、報告第21号「専決処分の報告について」までの6件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら6件について、報告を求めます。

副市長。

○竹部文一副市長 報告第16号から報告第21号までの「専決処分の報告について」につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項につきまして専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

まず、報告第16号につきましては、令和6年4月9日に県道大久保伊尾木線において発生しました、落石による自動車物損事故に伴う和解を定めたもので、専決処分日は令和6年6月27日でございます。

和解の相手方は議案書に記載しておりますのでお目通しをお願いいたします。

この事故は、同日午前8時35分頃、市が所有する元気バスが県道大久保伊尾木線を下流から上流に向けて走行していたところ、元気バス黒瀬停留所から北へ約500メートルの地点で山側から落石があり、フロントガラスの運転席側上部を直撃し、損傷させたものでございます。

この事故に伴います過失割合は相手方100%で、相手方が元気バス修繕費用10万9,304円を負担することで、和解協議が整ったことから速やかに処理を進めるため、専決処分したものでございます。

次に報告第17号につきましては、令和6年5月24日に、安芸おひさま保育所駐車場において発生しました物損事故に伴う和解を定めたもので、専決処分日は令和6年7月10日でございます。

和解の相手方は議案書に記載しておりますのでお目通しをお願いいたします。

この事故は、同日午前7時53分頃、相手方が子供を同保育所に送るため、来客用駐車場に軽四トラックを駐車し、車両を離れていたところ、サイドブレーキをかけていなかったため、車両が駐車場の傾斜によって後進し、道路向かいの職員駐車場フェンスに接触、損傷させたものでございます。

この事故に伴います過失割合は相手方100%で、相手方が職員駐車場フェンスの復旧費用8万4,205円を負担することで、和解協議が整ったことから速やかに処理を進めるため、専決処分したものでございます。

次に報告第18号につきましては、令和6年5月15日に、市道安芸伊尾木線の元気バス清香園入口停留所で発生しました物損事故に伴う和解を定めたもので、専決処分日は令和6年8月6日でございます。

和解の相手方は議案書に記載しておりますのでお目通しをお願いいたします。

この事故は、同日午後4時頃、市内の運送会社が所有するダンプトラックが市道安芸伊尾木線を東進していたところ、市道川北中央線を普通自動車で北から南へ走行していた相手方が、市道安芸伊尾木線との交差点での一時停止を怠ったため、同交差点で双方の車両が出会い頭に衝突。事故の衝撃で、ダンプトラックは元気バス清香園入口停留所の案内表示板に接触した後、市上下水道課が所有する川北水源地の外構フェンスをなぎ倒して、滅菌機室建屋に衝突、相手方の普通自動車も川北水源地の外構フェンスに衝突したものでございます。

市に対する損害賠償は普通自動車を運転していた相手方が代表として行うとのことで、この事故に伴います、過失割合を相手方100%として、相手方が元気バス停留所案内表示板の復旧費用8万4,150円を負担することで和解協議が整ったことから、速やかに処理を進めるため専決処分したものでございます。

なお、川北水源地の滅菌機室建屋及び外構フェンスにつきましては、早期の原状復旧に向けて、相手方保険会社との協議等を進めているところでございます。

次に報告第19号につきましては、令和6年6月19日に安芸市火葬場杜の聖苑敷地内において発生しました物損事故に伴う和解を定めたもので、専決処分日は令和6年8月20日でございます。

和解の相手方は、議案書に記載しておりますのでお目通しをお願いいたします。

この事故は、同日午後2時20分頃、同火葬場の設備点検にきた相手方従業員が普通自動車の運転操作を誤り、敷地入口に設置している侵入防止用ポールに接触、損傷させたものでございます。

この事故に伴います過失割合は相手方100%で、相手方が侵入防止用ポールの復旧費用5万1,480円を負担することで和解協議が整ったことから、速やかに処理を進めるため専決処分したものでございます。

次に報告第20号につきましては、令和6年6月15日に市道朝霧線において発生しました物損事故に伴う和解を定めたもので、専決処分日は令和6年8月23日でございます。

和解の相手方は議案書に記載しておりますのでお目通しをお願いいたします。

この事故は、同日午後4時33分頃、相手方が市道朝霧線を普通自動車以南進していたところ運転操作を誤り、同市道の東側に設置しているガードパイプに接触損傷させたものでございます。

この事故に伴います過失割合は相手方100%で、相手方がガードパイプの復旧費用19万8,768円を負担することで和解協議が整ったことから、速やかに処理をするため、専決処分したものでございます。

次に報告第21号につきましては、令和6年7月16日に市道井ノ口線において発生しました物損事故に伴う和解を定めたもので、専決処分日は、令和6年8月26日でございます。

和解の相手方は議案書に記載しておりますのでお目通しをお願いいたします。

この事故は、同日午前7時頃、相手方（甲）が市道井ノ口線を軽四トラックで北進していたところ、相手方（乙）が軽四自動車です道東田中線から市道井ノ口線に安全確認を怠って右折進入してきたため、衝突を避けようとした相手方（甲）が運転操作を誤り、市道井ノ口線に設置しているガードパイプに接触、損傷させたものでございます。

この事故に伴います過失割合は相手方100%で、相手方がガードパイプの復旧費用37万円を負担することで、和解協議が整ったことから速やかに処理を進めるため、専決処分したものでございます。

以上、専決処分の報告といたします。

○佐藤倫与議長 日程第4、報告第22号「健全化判断比率の報告について」及び報告第23号「資金不足比率の報告について」の2件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら2件について、報告を求めます。

副市長。

○竹部文一副市長 報告第22号「健全化判断比率の報告について」及び報告第23号「資

金不足比率の報告について」につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員からの意見をつけて報告するものでございます。

まず、報告第22号の「健全化判断比率の報告について」につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも赤字額が生じておらず、比率の算定はございません。実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率でございます。3か年の平均で算定するもので、令和3年度から5年度決算までの平均は5.3%となっており、昨年度から0.1ポイント改善しております。

将来負担比率は地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債をとらえた標準財政規模に対する比率でございます。令和元年度から4年度決算まではマイナス値となっており、比率の算定はございませんでしたが、令和5年度決算は22.0%となっております。以上、全ての指標が、早期健全化基準を下回っております。

次に、報告第23号「資金不足比率の報告」につきましては、公営企業会計ごとに資金不足の比率を報告するもので、水道事業会計、下水道事業会計、住宅団地整備事業特別会計の3会計とも資金不足は生じておりません。

以上で報告いたします。

○佐藤倫与議長 日程第5、議案第60号「教育委員会委員選任について同意を求める件」から議案第81号「令和5年度安芸市下水道事業会計歳入歳出決算認定の件」までの22件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら22件について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○竹部文一副市長 提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

まず、議案第60号「教育委員会委員選任について同意を求める件」につきましては、現在教育委員として本市の教育行政の振興に努められております、小松直子氏の任期が本年10月3日に満了するため、同氏の後任として中屋恵美氏を選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。中屋氏の略歴につきましては、議案説明に記載しておりますのでお目通しをお願いいたします。御審議の上、御同意をいただきますよう、何卒よろしくお願いを申し上げます。

次に、議案第61号「固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件」につきましては、地方税法第423条第2項において、同委員会委員の定数は3人以上と定められておりますところ、本年4月から1人の欠員が生じておりますことから、山崎晃氏を委員として新たに選任いたしたく、同法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。山崎氏の略歴につきましては議案説明に記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。御審議の上、御同意をいただけますよう何卒よろしくお願いを申し上げます。

次に、議案第62号「公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規定に基づく規模を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、地域の自主性及び自立

性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による公有地の拡大の推進に関する法律の改正に伴い、現行条例で引用している条項にずれが生じているため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第63号「安芸市市税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が施行されることに伴い、現行条例を改正するものでございます。

改正の要旨といたしましては1点目として、個人住民税について公益信託制度の見直しに伴う所得税法の改正に伴い、公益信託の受託事務に関する寄付金を税額控除の対象とするほか、単に課税標準の計算を定める公益法人等に係る個人住民税の課税の特例規定を削除するもの。2点目として、固定資産税について私立学校法の改正に伴い、現行条例で引用している条項にずれが生じるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第64号「安芸市国民健康保険条例の一部を改正する条例」につきましては、健康保険証の廃止を定めた行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、国民健康保険法が改正され、国民健康保険税を1年間滞納している世帯主に対して、被保険者証の返還を求める規定及びその求めに応じない場合の罰則を設けることができる規定が廃止されることに伴い、現行条例から関係規定を削除するよう所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第65号「安芸市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、生活保護法の改正に伴い、生活保護受給世帯の子供が高等学校等を卒業後に就職する際の新生活の準備に要する費用に対する支援が拡充され、その名称が、進学準備給付金から進学・就職準備給付金に改められたため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第66号「安芸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、地方の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等による特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子供子育て支援施設の運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の要旨といたしましては1点目として、保育施設の重要事項について、これまでの書面掲示に加えて、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することを義務づけるもの。2点目として、これまでのフロッピーディスク等の特定の記録媒体での提出等を求める規定について、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう、媒体の種類を示さないこととするものでございます。

次に、議案第67号「権利の放棄に関する件」につきましては、未払いの市営住宅家賃等の債権回収が困難となったため、その債権を放棄するため地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

放棄する権利は、市営住宅に係る平成12年7月から平成18年6月までの未払い家賃7万1,560円及びこれに対する遅延損害金2万6,100円の債権で、債務者は議案書に記載してお

りますのでお目通しをお願いいたします。

理由といたしましては、市は債務者である借受人及び連帯保証人の相続人に対して、未払い家賃等の支払いを求める訴訟を、平成25年2月に提起し、同年4月に勝訴判決を得ましたが、相続人の行方が不明であり、かつ差し押さえることができる財産も知れないため、地方自治法施行令第171条の5第1項第2号の規定により、平成25年9月19日から当該債権の徴収を停止してまいりました。勝訴判決から10年が経過した現在も状況に変わりはなく、今後における債権回収は困難であることから、その債権を放棄するものでございます。

次に、議案第68号「和解に関する件」につきましては、令和6年4月10日に市役所駐車場において発生しました物損事故に関する和解を定めるものでございます。

相手方は議案書に記載しておりますのでお目通しをお願いいたします。

この事故に伴います過失割合は相手方100%で、和解の要旨といたしましては、相手方は、駐車場案内表示板の復旧費用として148万5,000円を負担するものでございます。

事故の概要といたしましては、同日午後4時15分ごろ、市役所駐車場において、相手方が普通自動車を後進させていたところ、運転操作を誤り、駐車場に設置している来客用駐車場案内表示盤に接触、損傷させたものでございます。

なお、復旧工事は相手方保険会社の承諾のもとで、7月に完了しております。

次に議案第69号「高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、令和6年12月2日から現行の被保険者証を発行する制度がなくなることから、市町村が行う事務を定めた同規約から、被保険者証の引渡し事務及び返還の受付事務等を削除し、マイナ保険証をお持ちでない方に交付される資格確認書の引渡し事務等を加えるよう高知県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第291条の3第1項の規定に基づく協議を行うため、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で提案しました案件の説明とします。予算案件及び決算認定の案件につきましては担当課長から説明を申し上げます。

御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤倫与議長 企画調整課長。

○大野 崇企画調整課長 予算案件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第70号「令和6年度安芸市一般会計補正予算（第2号）」につきまして、御説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

歳入歳出補正予算の規模は、1億1,069万3,000円の追加で、その所要一般財源には、繰越金を計上しております。主な内容といたしましては、梅雨時期等の大雨に伴う災害復旧事業費及び維持修繕費の計上や、10月から始まる新型コロナワクチンの定期接種に要する費用

の増額補正、また、当初予算に計上していない事後保全にあたる施設の修繕費用を計上しております。そのほか年度中に財政需要が生じた事項と合わせて追加するものでございます。

それでは、まず一般会計の歳出につきまして、御手元の事業別補正予算概要に基づき、御説明いたします。なお、人事異動等に伴う人件費の調整につきましては、説明を省略させていただきますので、御了承をお願いいたします。

補正予算概要の1ページ、2款、総務費、1項2目、人事管理事務費につきましては、主なものといたしまして、退職手当基金積立金を減額するものでございます。既に2名の退職者が生じており、既決予算を流用し、退職手当を支給しております。これを補填するために、今回退職手当を追加計上しておりますので、同額を基金積立から減額しております。

3款、民生費、1項1目、社会福祉総務事務費につきましては、社会福祉協議会への運営費に係る補助金を減額するものでございます。併せて、次の10目、自立相談支援事業につきましても社会福祉協議会に委託し、事業を実施しているものでございまして、補助基準の見直しにより補助対象事業費の上限額が引き上げられましたことから、委託料を増額するものでございます。これに伴い、相当する社会福祉協議会の運営費に係る補助金を同額減額しております。

2項4目、保育所運営委託事業につきましては、矢ノ丸保育園の電話設備整備及びトイレの個室間仕切り改修の工事費を計上しております。

電話設備につきましては、保育室ごとに電話設備がなく、連絡体制が十分でないことから、構内PHS等の整備を行うものでございます。トイレの個室につきましては、形状が古く、運用に支障をきたしておりますので、間仕切りの改修をするものでございます。なお、電話整備の財源には、施設整備基金を充当することとしております。

次に、保育所運営事業につきましては、主に伊尾木保育所のテラスへのひさしの設置工事費に加え、各保育所の修繕等の費用を計上しているほか、育休職員の代替や加配のための会計年度任用職員の人件費を計上しております。

伊尾木保育所のテラスについては、直射日光が当たる構造になっており、近年、夏場は児童が使用することに支障が出ていることからひさしを設置し、熱さ対策を行うものでございます。

3項1目、生活保護総務事務費につきましては、法改正による、高卒就職者等への新生活立ち上げ費用の支給といった保護費の対象拡充に対応するため、システムの改修委託料を計上するものでございます。

4款、衛生費、1項2目、感染症等予防事業につきましては、主なものといたしまして、10月から定期接種が始まる、新型コロナワクチン接種に係る委託料につきまして、当初予算で計上しておりましたが、想定していた単価より実単価が上振れする見通しとなり、予算が不足することから差額分について増額するものでございます。なお、接種費用の一部には、

国からの助成制度が新たに設けられ、国が選定した基金管理団体を通じて歳入することとなります。

6款、農林水産業費、1項3目、新規就農サポートハウス事業につきましては、サポートハウス2号棟の減築工事費を計上しております。市道中道線沿いにある当該施設の敷地の一部につきましては、道路拡幅に伴うJAあき北支所のガソリンスタンドの代替地として提供するように協議を進めておりますことから、影響を受けるハウスの一部を減築するものでございます。これに伴いまして、整備費の財源であった、県の園芸用ハウス整備事業費補助金につきましても、相当する返還金を計上しております。

8款、土木費、2項2目、道路維持費につきましては、これまでの大雨に伴う崩土や倒木、また舗装の劣化等により通行に支障を来した市道の維持修繕費として、委託料及び工事費を追加計上するものでございます。

3目、道路新設改良事務費から社会資本整備総合交付金事業・道路（新設等）につきましては、国庫支出金の割当額に合わせて、事業費及び事務費を減額するものでございます。当初に予定しておりました路線ごとの進捗状況等に応じて、適宜執行してまいります。

3項1目、小河川整備事業につきましては、主なものとしまして、先程の社会資本整備総合交付金事業の割当が減少したことにより、県補助金を受けて実施する高規格道路の関連整備費を道路事業から河川事業に組替するために増額しております。穴内地区のナメラ谷川の測量設計委託料や赤野地区の長池谷川の護岸整備工事費を計上するものでございます。財源の市債は、元利償還金の70%が普通交付税に算入される緊急自然災害防止対策事業債を充当しております。

10款、教育費、2項1目、小学校管理事務費につきましては、水道の漏水対応など老朽化に伴う小規模な対応に係る修繕料を計上しております。

3項1目、中学校管理事務費につきましては、新安芸中学校は校舎の面積も広く、また体育館は空調が使用できる環境になったことなどから、当初の見込みよりも電気料が不足する見込みであり、光熱水費を増額するものでございます。

4項1目、文化財保存事業につきましては、安芸城跡内の書道美術館前にある藤棚が老朽化しておりますことから修繕工事費を計上するものでございます。

2目、公民館管理運営費につきましては、公民館及び集会所の老朽化対応に係る修繕料を計上しております。

5目、美術館管理運営費につきましては、川谷横雲氏に師事した、いの町出身の書家である伊藤神谷氏の御子息から、川谷横雲・尚亭御兄弟の作品を含め、伊藤氏や書道界に貢献された方々の作品の寄贈をお受けすることから、その輸送に係る委託料を計上するものでございます。

5項3目、体育施設管理運営費につきましては、体育館の消防設備や安芸ドームのネットなどの修繕料を計上しております。



11 款、災害復旧費、4 項 1 目、公共土木施設現年補助災害復旧費（道路）につきましては、7 月の大雨により被災した市道八丁線ほか 1 件の復旧工事費を計上しております。

2 目、公共土木施設単独災害復旧費（道路）につきましては、これまでの大雨により被災した市道ノボリ線ほか 4 件の復旧工事費などを計上しております。

一般会計の歳入歳出補正予算概要の説明は以上でございます。

続きまして、予算書 5 ページをお開き願います。

第 2 表、繰越明許費につきまして御説明いたします。

繰越明許費といたしまして、6 款、農林水産業費、3 項、水産業費、穴内漁港海岸保全施設整備事業につきましては、本年度予算で消波ブロックの据付工事費を計上してるところでございますが、前年度の予算を一部繰越しして執行しているブロックの製作において、作業場所の確保にあたり関係機関との調整に時間を要し、その後の据付工事についても十分な工期を確保できないことから、年度内完了は困難な状況であり、繰越明許費の設定を致すものでございます。

第 3 表、債務負担行為補正につきまして御説明いたします。

債務負担行為の追加といたしまして、コールセンター等立地促進事業費補助金を設定するものでございます。当該補助金は、県が指定した県外企業が本市で創業した場合に県と市が共同で交付するもので、雇用人数の確保を条件に、市は雇用に係る奨励金及び事務所賃料に対する補助を最長 5 年間行うことに加え、初年度の事務所改修に係る設備取得費についても補助するものでございます。補助金の支出は、交付決定して 1 年以内の雇用実績を基に行うこととなりますが、創業前に交付決定を行うことから、今回計上するものでございます。設定期間は、令和 7 年度から 11 年度までの 5 年間とし、継続的に支援を行うことで、開業初期段階における経済的負担の軽減を図り、雇用の創出につなげてまいります。限度額は、5 年間で 5,350 万円としており、財源についてはふるさと応援基金を充当予定でございます。

次に、ごみ収集運搬及び最終処分場運営委託につきましては、現在、正職員 2 名のほかには、会計年度任用職員 17 名という最小限の人員配置で、ごみの収集運搬業務及び最終処分場の運営を行っております。当該業務は、市民生活に密接した重要なものにも関わらず、従事者の確保については、全国的な人手不足の中で、業務の性質や会計年度任用職員という不安定な雇用形態に起因して特に厳しい状態であり、今後も安定的に運営できるか憂慮すべき問題であると受け止めております。現在の会計年度任用職員の雇用はできるだけ配慮していただく形で民間委託に切り替えることで、人員の弾力的な運用が可能となり、安定した運営体制が確保できるものと考えており、令和 7 年 4 月からの移行に向け、業者選定等を進めていくために今回計上するものでございます。

設定期間は、雇用の安定につなげるためにも、令和 7 年度から 11 年度の 5 年間とし、限度額は 6 億 2,500 万円として、設定を行うものでございます。

第 4 表、地方債補正につきまして、御説明いたします。

地方債の変更といたしましては、先ほど歳出で説明いたしましたものなどの事業費変更に伴い、起債の目的別に道路橋梁施設整備から現年発生単独災害復旧までの4件の限度額につきまして、合わせて1,620万円の増額補正をするものでございます。

続きまして、6ページをお開きください。

議案第71号「令和6年度安芸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、御説明いたします。補正予算の規模は、181万5,000円の追加でございます。

7ページを御覧ください。

内容といたしましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修委託料を計上しております。国民健康保険法の改正により、令和6年12月2日以降、現行の保険証を発行する制度がなくなることに伴い、マイナンバーカードを未取得又はマイナ保険証を未登録の方などに対して「資格確認書」を発行できるようにするなどの設定を行うものでございます。医療機関を受診する際には、基本的にマイナ保険証もしくは資格確認書を利用する制度に移行しますが、既に発行済みの保険証は有効期限まで利用可能でございます。

続きまして、8ページをお開きください。

議案第72号「令和6年度安芸市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、御説明いたします。

補正予算の規模は、140万9,000円の追加でございます。

9ページを御覧ください。

内容といたしましては、地域支援事業支払基金交付金の精算に伴う返還金の計上でございます。毎年、歳出の一定割合が交付される当該交付金は、年度末前に決算見込みに基づき交付され、翌年度に実際の決算額に基づき精算することとなっております。令和5年度分の精算の結果、交付金が過大となっておりますので、返還するものでございます。

予算案件の説明は、以上でございます。

続きまして、決算認定の案件につきまして、御説明申し上げます。

提案をいたしました決算認定につきましては、決算書及び主要施策成果報告書並びに監査委員からの意見書を御手元に配布いたしております。なお、決算書の中に実質収支に関する調書、事項別明細書、財産に関する調書を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

それでは、議案第73号「令和5年度安芸市一般会計歳入歳出決算認定の件」につきまして、御説明いたします。

決算書の6ページをお開きください。

まず、予算現額合計253億1,480万7,000円に対しまして、歳入の収入済額合計は、222億7,461万2,641円となっております。

10ページをお開きください。

歳出につきましては、支出済額合計218億3,155万4,308円となっております。

12 ページをお開きください。

歳入歳出差引残額は4億4,305万8,333円で、このうち翌年度へ繰越すべき財源が、2億7,028万9,000円でございますので、翌年度への繰越額は1億7,276万9,333円となっております。

16 ページ以降の事項別明細書につきましては、別途審査が行われるものと存じますので、説明を省略させていただきます。特別会計分につきましても同様と致しますので、御了承願います。

続きまして、議案第74号「令和5年度安芸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件」につきまして御説明いたします。

238 ページをお開きください。

予算現額30億278万6,000円に対しまして、歳入の収入済額は、28億4,732万178円となっております。

240 ページをお開きください。

歳出につきましては、支出済額28億4,561万4,523円となっております。

242 ページをお開きください。

歳入歳出差引額は170万5,655円で、全額、翌年度へ繰越しております。

次に、議案第75号「令和5年度安芸市元気バス事業特別会計歳入歳出決算認定の件」につきまして御説明いたします。

270 ページをお開きください。

予算現額3,727万2,000円に対しまして、歳入の収入済額は、3,566万7,711円となっております。

272 ページをお開きください。

歳出につきましては、支出済額3,566万7,711円となっております。

274 ページをお開きください。

歳入歳出差引残額は、ゼロ円となっております。

次に、議案第76号「令和5年度安芸市鉄道経営助成基金事業特別会計歳入歳出決算認定の件」につきまして御説明いたします。

288 ページをお開きください。

予算現額13億9,527万9,000円に対しまして、歳入の収入済額は13億9,527万7,833円となっております。

290 ページをお開きください。

歳出につきましては、支出済額13億9,527万7,833円となっております。

292 ページをお開きください。

歳入歳出差引残額は、ゼロ円となっております。

次に、議案第77号「令和5年度安芸市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件」につ

きまして御説明いたします。

306 ページをお開きください。

予算現額 25 億 8,706 万 8,000 円に対しまして、歳入の収入済額は 26 億 1,551 万 7,951 円となっております。

308 ページをお開きください。

歳出につきましては、支出済額 25 億 6,041 万 1,872 円となっております。

310 ページをお開きください。

歳入歳出差引残額は、5,510 万 6,079 円で、全額、翌年度へ繰越しております。

次に、議案第 78 号「令和 5 年度安芸市住宅団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定の件」につきまして御説明いたします。

358 ページをお開きください。

予算現額 158 万 9,000 円に対しまして、歳入の収入済額は 1,376 万 5,025 円となっております。

360 ページをお開きください。

歳出につきましては、支出済額 152 万 6,676 円となっております。

362 ページをお開きください。

歳入歳出差引残額は、1,223 万 8,349 円で、全額、翌年度へ繰越しております。

次に、議案第 79 号「令和 5 年度安芸市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件」につきまして御説明いたします。

372 ページをお開きください。

予算現額 3 億 5,442 万 7,000 円に対しまして、歳入の収入済額は 3 億 4,739 万 5,982 円となっております。

374 ページをお開きください。

歳出につきましては、支出済額 3 億 4,568 万 8,182 円となっております。

376 ページをお開きください。

歳入歳出差引残額は、170 万 7,800 円で、全額、翌年度へ繰越ししております。

決算認定案件 7 件の説明は以上でございます。御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤倫与議長 上下水道課長。

○清遠 勲上下水道課長 議案第 80 号及び議案第 81 号につきまして御説明いたします。

まず、議案第 80 号「令和 5 年度安芸市水道事業会計歳入歳出決算認定の件」につきまして、御説明いたします。

令和 5 年度安芸市水道事業会計決算書の 2 ページをお開き願います。

令和 5 年度の給水件数は 8,367 件で、前年度から 26 件の減となっております。年間給水量は 1,843 キロ立方メートルで、前年度より 56 キロ立方メートル減少いたしております。率に

いたしますと2.95%の減少となっております。減少の要因は、給水人口の減少が主な要因であると考えております。料金改定によりまして、令和5年度の給水収益は前年度より増加いたしました。しかしながら、今後は人口減少や節水機器の普及などにより、給水量及び給水収益とも減少となることを見込んでおります。一方、事業費用につきましては、南海トラフ地震対策の新水源地整備、基幹管路及び施設の耐震化などの重要事業が多く控えておりますので、今後増加していく見込みです。このような状況でありますので、安芸市水道事業経営戦略に基づく事業運営を行うとともに、さらなる経費節減に努めながら健全経営の継続を図って参ります。

4ページをお開き願います。

建設改良工事は穴内地区配水管布設工事など13件を発注し、すべての工事が完了いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

令和5年度予算、第3条に定めました収益的収入及び支出につきましては、収入の部、第1款、事業収益は予算額3億6,287万4,000円に対しまして、決算額3億3,149万3,389円となっております。

次に、支出の部、第1款、事業費用は予算額3億4,253万2,000円に対し、前年度からの繰越額2,579万5,000円を加えた3億6,832万7,000円に対しまして、決算額3億89万3,047円となっております。

12ページ、13ページをお開き願います。

令和5年度予算、第4条に定めました、資本的収入、支出につきましては、収入の部、第1款、資本的収入は予算額2億3,957万1,000円に対しまして、決算額1億2,393万6,152円となっております。

次に、支出の部、第1款、資本的支出は、予算額4億4,463万2,000円に対しまして、決算額2億5,843万1,878円となっております。また、本年度への繰越額は1億2,940万円となっております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、1億3,449万5,726円につきましては、消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金により補填いたしております。

14ページ、15ページをお開き願います。

収益は営業収益2億4,623万5,619円と、営業外収益4,916万1,277円及び旧大山配水地の土地売却による特別利益1,150万円を合わせました、3億689万6,896円となっております。対しまして、費用は営業費用2億8,044万9,025円と、営業外費用1,141万4,631円を合わせました2億9,186万3,656円となっており、令和5年度の純利益は1,503万3,240円となっております。

16ページ、17ページをお開き願います。

令和5年度の水道事業利益剰余金は1,503万3,240円となっております。前年度からの繰

越利益剰余金 9,421 万 7,760 円と、令和5年度の純利益 1,503 万 3,240 円の合計額、1 億 925 万 1,000 円のうち、建設改良積立金へ 5,000 万円を、安芸市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分に関する条例、第2条第1項の規定に基づき積み立ていたしております。また、残額の 5,925 万 1,000 円につきましては、引き続き未処分利益剰余金として留保いたしております。

18 ページ以降、決算に関します資料を添付いたしておりますので、お目通しをお願いいたします。

続きまして、議案第 81 号「令和5年度安芸市下水道事業会計歳入歳出決算認定の件」につきまして、御説明いたします。

令和5年度安芸市下水道事業会計決算書の2ページをお開き願います。

令和5年度の接続人口は 4,110 人で、前年度より 49 人減少いたしております。接続戸数は 2,190 戸で、前年度より 9 戸増加いたしております。年間有収水量は 617 キロ立方メートルで、前年度より 3 キロ立方メートル減少いたしております。

なお、公共下水道及び農業集落排水とも収益確保の観点から接続の推進など、経営の健全化に向けての取組を引き続き進めて参ります。

4 ページをお開き願います。

建設改良工事につきましては、公共下水道地震対策工事及び赤野・奈比賀地区農業集落排水処理施設機能強化対策工事を発注し、いずれも年度内に完了いたしております。

8 ページ、9 ページをお開き願います。

令和5年度予算、第3条に定めました収益的收入及び支出につきましては、収入の部、第1款、事業収益は予算額 5 億 2,539 万 4,000 円に対しまして、決算額 5 億 1,809 万 5,715 円となっております。

次に支出の部、第1款、事業費用は予算額 5 億 21 万 5,000 円に対しまして、決算額 4 億 8,155 万 2,083 円となっております。

10 ページ、11 ページをお開き願います。

令和5年度予算、第4条に定めました、資本的收入及び支出につきましては、収入の部、第1款、資本的收入は予算額 5 億 5,469 万 2,000 円に、前年度よりの繰越財源充当額 3 億 1,246 万 3,000 円を加えた合計 8 億 6,715 万 5,000 円に対しまして、決算額 6 億 3,819 万 9,000 円となっております。

次に支出の部、第1款、資本的支出は、予算額 7 億 1,750 万 7,000 円に、前年度よりの繰越額 3 億 1,270 万 9,200 円を加えた合計 10 億 3,021 万 6,200 円に対しまして、決算額 7 億 9,023 万 2,581 円となっております。また、本年度への繰越額は 1 億 3,488 万 5,000 円となっております。なお、資本的收入額が資本的支出額に対して不足する額 1 億 5,203 万 3,581 円につきましては、消費税資本的収支調整額、過年度及び当年度分損益勘定留保資金により補填いたしております。

12 ページ、13 ページをお開き願います。

収益は、営業収益 8,806 万 7,428 円と、営業外収益 4 億 1,988 万 6,004 円。特別利益 2 万 1,720 円を合わせました 5 億 797 万 5,152 円となっております。対しまして、費用は営業費用 4 億 1,915 万 911 円と営業外費用 5,404 万 8,417 円、特別損失 1,014 万 4,176 円を合わせました 4 億 8,334 万 3,500 円となっており、令和 5 年度純利益は 2,463 万 1,648 円となっております。

14 ページ、15 ページをお開き願います。

令和 5 年度の純利益は、2,463 万 1,648 円となっております。この純利益から安芸市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例第 2 条第 1 項の規定に基づき、前年度よりの繰越欠損金 2,253 万 2,388 円を補填し、残額の 209 万 9,260 円につきましては、未処分利益剰余金として留保いたしております。

16 ページ以降、決算に関します資料を添付いたしておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。何卒御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤倫与議長 この際、議員各位に御連絡いたします。

一般質問の通告期限は、本日午後 5 時となっておりますので、一般質問をされる方は配付の通告書に質問事項を具体的に記載の上、提出されるようお願いいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

13 日、午前 10 時再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 0 時